



発行 東京都

目次

96

規則

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（総務局人事部職員支援課）……………一

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（同）……………三

規則（教）

○都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………四

○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………五

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………五

○東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………六

○東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………七

規程（交）

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………八

○東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………九

規程（水）

○東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………一〇

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二〇

規則

○東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二
○東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年十二月二十二日
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百二十二号

職員 規則 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第二項第一号中「企業職員」の下に「（これらの職員のうち臨時的任用の職にあつた者を除く。）」を加え、同条第四項中「付与日（以下）」の下に「この項において」を加え、同条に次の一項を加える。

5 東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員（条例第十四条第三項に規定する臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）として採用された場合における当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。

第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び別表第二において」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（臨時的任用職員の年次有給休暇の日数）
第十三条の二 臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き任用される期間（以下「任用期間」という。）に依り、別表第二の二のとおりとする。

（臨時任用職員の年次有給休暇の日数）
第十三条の二 臨時任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き任用される期間（以下「任用期間」という。）に依り、別表第二の二のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

一 同一会計年度内において、東京都の臨時任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時任用職員として新たに任用される場合（地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時任用の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（臨時任用の職及び会計年度任用の職を除く。）に就いた者若しくはその他任命権者が定める者が引き続き臨時任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時任用の職に在職する者が任用期間の中途において退職後引き続き臨時任用職員として新たに任用される場合（新たに臨時任用職員に任用された日（以下この号において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この号において「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及び任用日の属する任用期間に応じ、別表第二の二に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時任用職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第二の二に定める日数を加えた日数

（臨時任用職員の年次有給休暇の繰越し）

第十三条の三 東京都の臨時任用の職に就いた者が当該任用の期間の属する年度の翌

年度において引き続き臨時任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、二十日を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（その年度に新たに臨時任用職員となった日以後の期間において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が八割に満たない者については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、当該年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

一 超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合を除く。）、休日及び代休日

二 条例第十四条、第十五条（日を単位とする場合を除く。）、第十六条及び第十七条の規定による休暇により勤務しなかった期間

三 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間

五 任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準別表第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかった期間

第二十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。

第二十七条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十八条の二を次のように改める。

（特別休暇等の特例）

第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十六条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十八条の三の次に次の一条を加える。

（臨時的任用職員に関する読替え）

第二十八条の四 臨時的任用職員についての第二十二條の三第二項、第二十六条の三第二項及び第二十六条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第十三条の二関係）

任用期間	付与日数
十一月を超え一年以内の期間	二十日
十月を超え十一月以内の期間	十八日
九月を超え十月以内の期間	十七日
八月を超え九月以内の期間	十五日
七月を超え八月以内の期間	十三日
六月を超え七月以内の期間	十二日
五月を超え六月以内の期間	十日

四月を超え五月以内の期間	八日
三月を超え四月以内の期間	七日
二月を超え三月以内の期間	五日
一月を超え二月以内の期間	三日
一月以内の期間	二日

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第二項から第八項までの改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十七条（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三百二十三号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。

第十二条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）第五条第二項に規定する任期の更新

をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいづれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあってた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合、新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合、当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「使用しなかった日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号

及び第四号」に改める。

第十五条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（出産支援休暇）

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十二條の規定を準用する。

（育児参加休暇）

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。

第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いづれかの職」に改め、「第二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「（平成二十七年東京都規則第七号）」を削る。

第三十二条中「第二十一条」を「第二十条の二から第二十一条まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五條の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条の二に規定する出産支援休暇及び同規則第二十条の三に規定する育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

規 則（教）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十五号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第

二十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項第二号中「から第二十二條まで、第二十三條の三」を削り、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第三項中「使用した」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇、」を加え、同条第四項中「ときは」の下に「、第二項に規定する特別休暇のうち、出産支援休暇及び育児参加休暇については、各学校における一週間の所定の勤務日数を通算して、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇については」を加え、「当該学校」を「、当該学校」に改め、「子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を」を削る。

第十八条の三第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第二十三條の三第一項中「場合」の下に「並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める場合」を加える。

附 則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二に規定する出産支援休暇及び育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十六号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第十条第二項」を「第十条」に改め、同条第二号中「から第二十二條まで、第二十三條の三」を削る。

第二十二條第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第二十四條第一項中「使用した」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇、」を加え、

同条第二項中「使用した」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇、」を加え、「第二十三條の三」を「第二十三條から第二十三條の三まで」に改める。

第二十九條第一項中「場合」の下に「並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める場合」を加える。

第三十七條第三項第二号中「第二十八條第五項、第六項及び第八項」を「第二十八條第四項、第五項及び第七項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十一条に規定する出産支援休暇及び育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十七号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項に次のただし書を加える。

ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。

第二十八条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十一条中「第二十八条第五項、第六項及び第八項」を「第二十八条第四項、第五項及び第七項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十八条（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十八条の三第二項、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十二条第二項及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十八号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。

第十二条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇

の日数は、当該各号に定める日数とする。

一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都教育委員会規則第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあって者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合 新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「使用しなかつた日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号及び第四号」に改める。

第十五条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(出産支援休暇)

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十二條の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。

第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「(平成二十七年東京都教育委員会規則第四号)」を削る。

第三十二条中「第二十一条」を「第二十条の二から第二十一条まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五條の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十條の二に規定する出産支援休暇、同規則第二十條の三に規定する育児参加休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十九号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合 新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の

前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「使用しなかつた日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号」に改める。

第十五条第一項中「育児時間」の下に、「出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に、「出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。
(出産支援休暇)

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十三条の二の規定を準用する。

第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「(平成二十七年東京都教育委員会規則第五号)」を削る。

第三十二条中「第二十一条」を「第二十二条の二から第二十一条まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条の二に規定する出産支援休暇及び同規則第二十条の三に規定する育

児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

規 程 (交)

●交通局規程第六十四号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員として採用された場合における当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第三の三に定める日数を加えたものとする。

第十三条の二第一号中「第五項」を「第六項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第二十八条の二を次のように改める。

(特別休暇等の特例)

第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員に採用された場合において、当該採用された年における第十四条から第二十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。

任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における第二十六条の二の規定の

適用については、この限りでない。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第六十五号

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

- 二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合 新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数

（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十三条第一項中「から引き続き職員に任用される」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用された」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「使用しなかつた日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十一条第三項」を「第十一条第三項第二号及び第四号」に改める。

第十四条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第十九条の次に次の二条を加える。
（出産支援休暇）
第十九条の二 出産支援休暇については、規程第二十二條の規定を準用する。

第十九条の三 育児参加休暇については、規程第二十二條の二の規定を準用する。
（育児参加休暇）

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第

二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「（平成二十七年交通局規程第三号）」を削る。

第三十二条第一項中「使用した」の下に「第十九条の二、第十九条の三、」を加え、同項ただし書中「職員の」の下に「第十九条の二、第十九条の三、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十九条の二、第十九条の三、」を、「あるときは」の下に「、第十九条の二、第十九条の三」を加える。

附 則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定、第十九条の次に二条を加える改正規定及び第三十二条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十九条の二に規定する出産支援休暇及び同規程第十九条の三に規定する育児参加休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●交通局規程第六十六号

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 会計年度任用職員勤務時間規程第十九条の二の規定により出産支援休暇を承認されている場合

六 会計年度任用職員勤務時間規程第十九条の三の規定により育児参加休暇を承認さ

れている場合

第九条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 会計年度任用職員勤務時間規程第十六条の規定により妊娠出産休暇を承認されている場合

第九条第二項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げるもののほか、局長が別に定める場合

第十五条第二項第三号中「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第九号」に改める。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第二十二号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第十七項を第十八項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項第一号中「第一項から第五項まで」を「第一項から第六項まで」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員として採用された場合における当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の

日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第二に定める日数を加えたものとする。第三十条第三項中「第十七条第八項第二号イ」を「第十七条第九項第二号イ」に改める。

第三十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（第三十条の四に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。

第三十二条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から同条第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十三条の二を次のように改める。

（特別休暇等の特例）

第三十三条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員に採用された場合において、当該採用された年における第十八条、第十九条、第三十二条及び第三十二条の二の規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における第十九条の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

附 則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条第三項から第九項までの改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（第三十二条（東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の申請等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都水道局管理規程第二十三号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び地方公務員法第二十二条の三第一項の規定に基づき臨時的に任用される職（以下「臨時的任用の職」という。）を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合 新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、

別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十二条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「使用しなかった日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十条第三項」を「第十条第三項第二号及び第四号」に改める。

第十三条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第十八条の次に次の二条を加える。

（出産支援休暇）

第十八条の二 出産支援休暇については、勤務時間規程第二十六条の規定を準用する。

（育児参加休暇）

第十八条の三 育児参加休暇については、勤務時間規程第二十六条の二の規定を準用する。

第二十四条中「第五項」を「第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第二十九条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十四条まで」の下に「及び第二十六条」を加え、「（平成二十七年東京都水道局管理

規程第三号）」を削る。

第三十条中「第十九条」を「第十八条の二から第十九条まで」に改める。

附則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定、第十八条の次に二条を加える改正規定、第二十四条の改正規定及び第三十条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十八条の二に規定する出産支援休暇及び同規程第十八条の三に規定する育児参加休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都水道局管理規程第二十四号

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十八条の二の規定により出産支援休暇を承認されている場合

六 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十八条の三の規定により育児参加休暇を承認されている場合

第十五条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十五条の規定により妊娠出産休暇を承認されている場合

第十五条第二項に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、局長が別に定める場合

第二十三条第二項第三号中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第九号」に改める。

附則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

